特定粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

都道府県知事 市 長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名

電話番号

大気汚染防止法第18条の6第1項(第18条の6第3項、第18条の7第1項)の規定により、特定 粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

TO OTO THE ENDING OF COMPANY	11- / H / H 31 / U				
工場又は事業場の名称		※整理番号			
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年	月	田
特定粉じん発生施設の種類		※施設番号			
特定粉じん発生施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果			
特定粉じん発生施設の使用の 方法	別紙2のとおり。				
特定粉じんの処理又は飛散の 防止の方法	別紙3のとおり。	※備考			
参考事項					

- 備考 1 特定粉じん発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 参考事項の欄には、常時使用する従業員数を記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本 産業規格A4とすること。

特定粉じん発生施設の構造

工場	湯又は事業場における施設 都	子子						
名	称及び型	式						
設	置年月	日	年	月	日	年	月	日
着	手 予 定 年 月	日	年	月	日	年	月	日
使	用開始予定年月	日	年	月	日	年	月	日
規	 原動機の定格出力(kW)							
模	原料の処理能力(t/h)							

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 特定粉じん発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入 し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

特定粉じん発生施設の使用の方法

工場又は事 設番号	¥業場における施				
使用状況	使 用 工 程				
	1日の使用時間 及び月使用日数 等	時~ 時間/回 日/月	時 回/日	時~ 時間/回 日/月	時 回/日
	季 節 変 動				
原材料	種類				
	各原材料の使用 割合				
	各原材料の通常 の1日の使用量 (t/日)				
	各原材料の通常 の月間使用量 (t/月)				

備考 原材料の欄は、工程別に記載すること。特定粉じんを含有する製品を原材料として 使用する場合には、当該原材料中の特定粉じんの割合を原材料の種類の欄に記載するこ と。

特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法

散き	と防止	ごんを処理し、又は特定粉じんの飛 上するための施設の工場又は事業 ける施設番号			
		は飛散の防止に係る特定粉じん発 D工場又は事業場にかける施設番			
		じんを処理し、又は特定粉じんの飛 とするための施設の名称			
設		置 年 月 日	年	月 日	年 月 日
着	手	产 产 定 年 月 日	年	月 日	年 月 日
使	用	開始予定年月日	年	月 日	年 月 日
		集じん機の種類・型式			
/	集	集 じ ん 機 効 率 (%)			
処		集じん容量(m³/min)			
理		捕集粉じん取出方法			
又は	U j	捕集粉じん払落とし機構の種類			
飛		送 原 動 機 出 力 (kW)			
散	ん	機 送風量(m³/min)			
0	機	排 出 口 の 高 さ (m)			
防	175%	排出口から敷地境界までの距離 (m)			
止		維持管理方法			
の	散	装置の種類・型式			
方法	水	散 水 の 方 法			
14	その	種類			
	の他	方 法			
参		考 事 項			'

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 2 集じん機の捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力又は動力の別、取出しの周期等を記載すること。
 - 3 集じん機の捕集粉じん払落とし機構の種類の欄には、粉じん払落とし機構の自動式又は手動式の別を記載すること。

- 4 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記載すること。
- 5 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記載すること。
- 6 その他の欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記載すること。
- 7 参考事項の欄には、廃棄物として処理される特定粉じんの保管及び処分の方法等を記載すること。
- 8 特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置(フードを含む。) の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。